

改正

平成7年3月15日訓令第1号
平成11年4月1日訓令第11号
平成13年3月30日訓令第9号
平成18年3月31日訓令第4号
平成20年4月1日訓令第1号
平成21年7月14日訓令第17号
平成24年6月29日訓令第10号
平成27年1月16日訓令第1号

山形市請負工事検査規程

山形市請負工事検査規程（昭和43年市訓令第15号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この規程は、法令その他別に定めのあるもののほか、この市が締結した工事請負契約に係る工事（以下「工事」という。）について行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による検査（以下「検査」という。）の実施に関し必要な事項を定め、厳正かつ的確な検査を行うことにより、受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

全部改正〔平成18年訓令4号〕、一部改正〔平成24年訓令10号〕

（検査の種類）

第2条 検査の種類は、完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査とする。

- 2 完成検査は、工事が完成して、受注者から完成通知があった後に行う。
- 3 一部完成検査は、工事の指定した部分が完成して、受注者から完成通知があった後に行う。
- 4 出来形検査は、工事が所定の工程に達して、受注者から出来形検査の請求があったとき又は既成部分の使用若しくは契約の解除等のため出来形の確認が必要となるときに、工事の完成前に、当該工事の既済部分について行う。
- 5 中間検査は、工事の施工途中において、必要に応じて行う。

一部改正〔平成18年訓令4号・24年10号〕

（検査員）

第3条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の15第4項の規定により検査を委託する場合を除き、検査は、検査員が行わなければならない。

- 2 山形市事務代決及び専決に関する規程（昭和34年市訓令第2号）により、工事検査課長の専決に係る検査にあっては、工事検査課の職員で工事検査課長の指名する者を検査員とし、工事検査課長の専決に係る検査以外の検査にあっては、当該工事の担当課長又は当該工事担当課長が指名する職員を検査員とする。
- 3 総括監督員及び監督員として工事の監督を命ぜられた者は、当該工事に係る検査を行うことができない。

一部改正〔平成7年訓令1号・11年11号・13年9号・18年4号〕

（検査の立会い）

第4条 検査は、当該検査に係る工事の総括監督員、監督員及び受注者（当該工事が工事担当課以外の課等からの依頼によるものである場合にあっては、それらの者及び当該依頼を行った課等の職員）の立会いのうえで行わなければならない。ただし、検査の内容から判断して工事検査課長が特に認めるときは、依頼を行った課等の職員の立会いを省略することができる。

一部改正〔平成18年訓令4号・20年1号・24年10号〕

（検査の準備等）

第5条 工事担当課長は、検査に際しては、総括監督員及び監督員に対し、検査の実施に必要な書類の準備を命ずるとともに、受注者に対しては検査に要する人員又は器材等の準備をさせなければならない。

- 2 工事担当課長は、工事検査課の職員が検査を行うべき工事（次項において「専決工事」という。）について、受注者から完成通知書等の提出があったときは、速やかに工事検査課長に工事検査依頼

書（別記様式第1号）に当該完成通知書等の写し、写真その他必要な図書を添えて、検査の依頼をしなければならない。

- 3 工事担当課長は、専決工事について、必要があると認めるときは、工事検査課長に工事中間検査依頼書（別記様式第2号）に関係書類を添えて、中間検査の依頼をしなければならない。
- 4 工事検査課長は、前2項の規定により検査の依頼を受けたときは、検査実施年月日及び検査員を定めて、工事検査実施通知書（別記様式第3号）により工事担当課長に通知しなければならない。
- 5 工事担当課長は、国及び県の職員の立会いを要する公共事業等に係る検査を依頼する場合は、当該機関の職員の立会いを要請するなど、必要な手続きを講じなければならない。

一部改正〔平成7年訓令1号・11年11号・13年9号・18年4号・24年10号〕

（検査の方法等）

第6条 検査は、地方自治法施行令第167条の15第2項の規定により、契約書、仕様書、設計書、図面その他関係書類と対比して、工事が適正に行われているかどうかを判定するものとする。

- 2 検査員は、検査上必要があると認めるときは、受注者又は関係職員に対し、書類、記録その他の物件の提出又は説明を求めることができる。
- 3 検査員は、必要があると認めるときは、受注者に対し、工事箇所の一部を破壊させて検査することができる。

追加〔平成18年訓令4号〕、一部改正〔平成20年訓令1号・24年10号〕

（検査の中止）

第7条 検査員は、検査を行うに際し、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止しなければならない。

- (1) 受注者が検査の立会いを拒んだとき。
- (2) 受注者が検査員の職務執行を妨害したとき。
- (3) 受注者が検査員の指示に従わないとき。
- (4) その他検査員が検査を行うことを不適当と認めるとき。

一部改正〔平成7年訓令1号・13年9号・18年4号・20年1号・24年10号〕

（検査結果の処理）

第8条 検査員は、検査の結果、手直し等是正を要する事項があるときは、受注者に対し、一定期間内に補修又は改造等必要な手直し工事等をするよう工事手直し指示書（別記様式第4号）により指示するとともに、当該手直し工事等の完了後、直ちに再検査を行わなければならない。

- 2 工事検査課長の検査に係る工事で、検査員が受注者に対し、前項の規定により手直しを指示した場合には、工事担当課長に対し工事手直し指示通知書（別記様式第5号）によりその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の再検査には、第4条から前条までの規定を準用する。この場合において、再検査の依頼は、工事再検査依頼書（別記様式第6号）に手直し工事等に係る報告書を添付して行うものとする。
- 4 第1項の手直し工事等の状況が軽微で、その補修及び改造等が7日以内に完了しうると認められる場合は、前3項の書類の提出を省略することができる。

一部改正〔平成11年訓令11号・18年4号・20年1号・24年10号・27年1号〕

（工事成績評定）

第9条 監督員、総括監督員及び検査員は、検査に際し、別に定めるところにより工事成績評定を行うものとする。

追加〔平成27年訓令1号〕

（検査報告）

第10条 工事検査課長は、検査を完了したときは、速やかに工事完成検査報告書（別記様式第7号）若しくは工事出来形（一部完成）検査報告書（別記様式第8号）又は工事中間検査報告書（別記様式第9号）を作成しなければならない。

- 2 工事検査課長は、前項の規定により報告書が作成されたときは、上司に報告するとともに、工事担当課長に対し工事完成検査完了済書（別記様式第10号）若しくは工事出来形（一部完成）検査完了済書（別記様式第11号）又は工事中間検査完了済書（別記様式第12号）を交付しなければならない。
- 3 工事検査課長は、前項の規定により工事完成検査完了済書を交付するときは、それとあわせて当

該検査に係る評定の結果を記載した工事成績評定通知書（別記様式第13号）及び項目別評定点（別記様式第14号）を工事担当課長に送付するものとする。

- 4 工事担当課長は、前項の規定により工事成績評定通知書及び項目別評定点の送付を受けたときは、当該工事成績評定通知書及び項目別評定点により、速やかに当該検査に係る評定の結果を受注者に通知するものとする。

一部改正〔平成11年訓令11号・18年4号・20年1号・21年17号・24年10号・27年1号〕

（報告の修正）

第11条 工事担当課長及び工事検査課長は、前条第2項の規定による検査報告後に、その内容を修正する必要があると認めるときは、必要な修正を行わなければならない。この場合において、第9条に規定する工事成績評定を行う者は、その者間で同条の規定による工事成績評定の内容を精査のうえ、必要な修正を行わなければならない。

- 2 工事担当課長は、前条第2項の規定による交付を受けた後に、提出した工事検査依頼書の記載内容を修正するときは、工事検査依頼修正書（別記様式第1号の2）により、工事検査課長に報告しなければならない。

- 3 前条の規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第10条第1項	完了した 工事成績検査報告書（別記様式第7号）若しくは工事出来形（一部完成）検査報告書（別記様式第8号）又は 工事中間検査報告書（別記様式第9号）	修正した 工事成績検査修正報告書（別記様式第7号の2）
第10条第2項	工事成績検査完了済書（別記様式第10号）若しくは工事出来形（一部完成）検査完了済書（別記様式第11号） 又は工事中間検査完了済書（別記様式第12号）	工事成績検査修正完了済書（別記様式第10号の2）
第10条第3項	工事成績検査完了済書 当該検査 工事成績評定通知書（別記様式第13号）及び項目別評定点（別記様式第14号）	工事成績検査修正完了済書 当該検査の修正 工事成績評定修正通知書（別記様式第13号の2）及び項目別修正評定点（別記様式第14号の2）
第10条第4項	工事成績評定通知書及び項目別評定点 当該検査に係る評定の結果	工事成績評定修正通知書及び項目別修正評定点 当該検査の修正に係る評定の修正の結果

追加〔平成27年訓令1号〕

（説明の請求及び回答）

第12条 第10条第4項（前条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による通知を受けた受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に、市長に書面により評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 市長は、前項の規定による説明を求められた場合は、工事成績評定に係る説明書（別記様式第15号）により回答するものとする。

追加〔平成27年訓令1号〕

（検査台帳）

第13条 工事検査課長は、工事検査台帳（別記様式第16号）を備え付け、常に整備しておかなければならない。

一部改正〔平成18年訓令4号・20年1号・27年1号〕

(委託業務の検査)

第14条 設計、測量及び調査の委託並びに運搬その他の請負に係る検査については、この規程に準じて行うものとする。

一部改正〔平成20年訓令1号・27年1号〕

附 則

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月15日訓令第1号)

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月1日訓令第11号)

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日訓令第9号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山形市請負工事検査規程の規定は、施行日以後に締結する工事請負契約に係る工事について適用し、施行日前に締結した工事請負契約に係る工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年4月1日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年7月14日訓令第17号)

この訓令は、平成21年7月15日から施行する。

附 則 (平成24年6月29日訓令第10号)

この訓令は、平成24年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月16日訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正後の山形市請負工事検査規程の規定は、施行日以後に締結する工事請負契約に係る工事について適用し、施行日前に締結した工事請負契約に係る工事については、なお従前の例による。

別記

様式第1号(第5条関係)

全部改正〔平成27年訓令1号〕

様式第1号の2(第11条関係)

追加〔平成27年訓令1号〕

様式第2号(第5条関係)

全部改正〔平成20年訓令1号〕、一部改正〔平成24年訓令10号・27年1号〕

様式第3号(第5条関係)

全部改正〔平成20年訓令1号〕、一部改正〔平成24年訓令10号〕

様式第4号(第8条関係)

全部改正〔平成27年訓令1号〕

様式第5号(第8条関係)

全部改正〔平成27年訓令1号〕

様式第6号(第8条関係)

全部改正〔平成20年訓令1号〕、一部改正〔平成24年訓令10号・27年1号〕

様式第7号(第10条関係)

全部改正〔平成27年訓令1号〕

様式第7号の2(第11条関係)

追加〔平成27年訓令1号〕

様式第8号（第10条関係）

全部改正〔平成21年訓令17号〕、一部改正〔平成24年訓令10号・27年1号〕

様式第9号（第10条関係）

全部改正〔平成20年訓令1号〕、一部改正〔平成24年訓令10号・27年1号〕

様式第10号（第10条関係）

全部改正〔平成21年訓令17号〕、一部改正〔平成24年訓令10号・27年1号〕

様式第10号の2（第11条関係）

追加〔平成27年訓令1号〕

様式第11号（第10条関係）

全部改正〔平成21年訓令17号〕、一部改正〔平成24年訓令10号・27年1号〕

様式第12号（第10条関係）

全部改正〔平成21年訓令17号〕、一部改正〔平成24年訓令10号・27年1号〕

様式第13号（第10条関係）

全部改正〔平成27年訓令1号〕

様式第13号の2（第11条関係）

追加〔平成27年訓令1号〕

様式第14号（第10条関係）

追加〔平成27年訓令1号〕

様式第14号の2（第11条関係）

追加〔平成27年訓令1号〕

様式第15号（第12条関係）

追加〔平成27年訓令1号〕

様式第16号（第13条関係）

追加〔平成27年訓令1号〕